社会福祉法人〇〇会 評議員選任・解任委員会運営細則(例示)

第１章　総則

**(目　的)**

第１条　この細則は，社会福祉法人○○会（以下「当法人」という。) 定款第６条第３項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。) の運営について必要な事項を定めるものとする。

**(任　務)**

第２条　委員会は，当法人の評議員の選任及び解任について審議し，決定する。

　第２章　委員

**(委員の選任)**

第３条　委員の選任は，理事会において行う。

**（委員の任期）**

第４条　委員の任期は，選任後４年以内に終了する会計年度のうち，最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし，再任を妨げない。

２　委員が欠けたときは，速やかにこれを補充するものとする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の任期満了の時までとする。

３　委員は，任期の満了又は辞任により退任した後も，新たに選任された者が就任するまで，なお委員としての権利義務を有する。

**（外部委員の資格等）**

第５条　次に掲げる者は，定款第６条第２項で定める委員会の外部委員となることができない。

（１）　当法人の設立者，評議員，役員（理事及び監事）＜，会計監査人＞及び職員

（２）　当法人の理事長及び常勤の理事であった者（職員を兼ねた理事を含む。）並びに職員であった者（退職後１年未満の職員に限る。）

（３）　（１）及び（２）に掲げる者と特殊の関係がある以下の者

　　イ　その配偶者又は三親等以内の親族

　　ロ　（１）に掲げる者のうち評議員及び役員と省令（昭和２６年厚生省令第２８号）に規定する特殊関係にある者

　ハ　（１）に掲げる者のうち設立者＜，会計監査人＞及び職員並びに（２）に掲げる者とロに規定する特殊関係人準ずる者

（４）　暴力団員等の反社会的勢力の者

**（委員の解任）**

第６条　委員が，次のいずれかに該当するときは，理事会＜において，理事の３分の２以上＞の決議によって解任することができる。＜ただし，理事会は，決議前に当該委員以外の委員の意見を徴するものとする。＞

（１）職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき

（２）心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき

＜２　理事会は，前項により委員を解任しようとする場合には，当該委員に対し，解任理由を明確に提示し，聴聞の機会を与えるものとする。＞

**（委員の報酬等）**

第７条　委員の報酬は無報酬＜日額〇〇円，理事会の決議を経て理事長が定めるもの＞とする。

２　委員には，その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

３　前項の費用弁償の支給基準については，理事会の決議を経て理事長が定める。

　　第３章　委員会

**（招　集）**

第８条　委員会は，理事会の決議に基づき，理事長が招集する。

２　理事長は，開催の日時，場所及び目的を示した書面又は電磁的方法で委員会の日１週間前までに通知しなければならない。ただし，委員全員の同意があるときは，招集の手続きを経ることなく委員会を開催することができる。

**(委員長)**

第９条　委員長は，委員の中から互選する。

２　委員長は，委員会の議長となる。

**(評議員の選任)**

第10条　理事会は，評議員の選任候補者の推薦の提案を行う場合には，定款第６条第４項に定める当該者が評議員として適任と判断した理由のほか，次の事項を説明しなければならない。

（１） 　経歴（他の社会福祉法人における兼職状況を含む。）

（２）　 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者であると判断した理由

（３）　 評議員の欠格事由，兼職禁止，特殊関係者に該当しないことの確認結果

２　委員会は，前項の説明を受けた上で，候補者１名ごとに審議し，選任について決議を行う。

３　代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使は行うことはできない。

**（補欠の評議員の選任）**

第11条　委員会は，定款第５条に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて，評議員の選任と同時に補欠の評議員を選任することができる。

２　補欠の評議員を複数選任する場合は，補欠の優先順位を定めなければならない。

３　補欠の期間は，同時に選任する評議員の任期満了の時までとする。

**（評議員の解任）**

第12条　理事会は，評議員の解任の提案を行う場合には，定款第６条第４項に定める当該者が評議員として不適任と判断した理由のほか，次の事項を説明しなければならない。

1. 理事会が調査・確認した事実の内容
2. 当該者の意見陳述がある場合には，その内容

２　委員会は，前項の説明を受けた上で，候補者１名ごとに当該者の解任について審議を行い，解任の可否について決議を行う。

３　代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使は行うことはできない。

**(議事録)**

第13条　委員会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　開催日時及び場所

（２）　委員の現在数，出席者数及び出席者氏名並びに出席した理事の氏名

（３）　審議事項及び議決事項

（４）　議事の経過及びその結果

２　議事録には，委員長及び出席した委員が署名又は記名押印する。

３　議事録は，審議資料を添付して委員会の日から１０年間保存しておかなければならない。

**(理事会への報告)**

第14条　委員長は，審議の結果を理事会に報告しなければならない。

第４章　雑則

**(事務局)**

第15条　委員会の庶務は当法人の事務局において行う。

**(補則)**

第16条　この細則に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，理事長が別に定める。

**(細則の改廃)**

第17条　この細則の改廃は，理事会の決議を経て行うものとする。

　附　則

この細則は，平成２９年〇月〇日から施行する。